



県外の医療機関で予防接種をご希望の方へ



里帰り出産等で、県外の医療機関で定期予防接種を実施する場合、大洲市が定期予防接種費用の払い戻しをいたします。

払い戻しを受けるためには、予防接種を受ける前と受けた後に2回申請が必要です。

※予防接種を受ける前に申請をしていない場合、払い戻しができません。

【対象者】

接種当日に大洲市に住民登録があり、以下のいずれかに該当する方

- 保護者が県外に里帰り（里帰り出産等）している方
- 接種対象者が県外の病院(施設)に入院（入所）している方
- その他、特に必要と認められた方

【対象となる予防接種】

予防接種法で定めるA類定期予防接種が対象となります。

- | | |
|-----------------------------------|----------------------|
| ○B型肝炎 | ○ロタウイルス感染症 |
| ○小児の肺炎球菌感染症 | ○麻疹風しん |
| ○五種混合
(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・Hib) | ○日本脳炎 |
| ○BCG | ○二種混合 |
| ○水痘 | ○ヒトパピローマウイルス感染症 |
| | ○RSウイルス感染症 (R8.4.1~) |

【県外で予防接種を受ける場合の流れ】

①「予防接種実施依頼書交付申請書」を記入します。

(①を提出後、健康増進課から「予防接種実施依頼書」を交付します。)

②県外の医療機関に「予防接種実施依頼書」を持参し、全額自己負担で予防接種を受けます。

③予防接種を受けた日から1年以内に「大洲市予防接種費用助成金交付申請書」・「大洲市予防接種費用助成金交付請求書」を記入し、必要書類と合わせて健康増進課の窓口で申請します。



***申請に必要な書類は健康増進課でお渡しします。**

里帰りを希望される方は、健康増進課 TEL:0893-23-0310 にご相談ください。